いじめの重大事態の対応フロー（ロール別）簡易版

© 安竹洋平（

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づく整理 / 公立（市立）小 中学校の場合 / 「§」は根拠箇所、「p.」は同ガイドラインのペ ジ

【重大事態の要件（法28条1項）と判断のルール】　根拠：ガイドライン第4章（p.12-15）/ 法第28条第1項

① 1号重大事態（生命心身財産重大事態）：いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき　〔法28条1項1号〕
② 2号重大事態（不登校重大事態）：いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき　〔法28条1項2号〕
●「疑い」の段階で重大事態として扱う（事実関係が確定した段階ではない）。判断は特定の教職員ではなく、学校の設置者又は学校として行う。〔第4章第1節 p.12〕
●児童生徒 保護者から「重大事態として扱ってほしい」旨の申立て 要望があったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告 調査を行う
〔第4章第2節 p.14-15（学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても同じ。調査をしないまま重大事態ではないと断言してはならない）〕
●「重大事態に当たらないことが明らか」というには、いじめの事実が確認できなかっただけでは足りない。いじめが起こり得ないことを客観的 合理的な
資料等を用いて説明できない限り、重大事態調査を行う。〔第4章第2節 p.14-15〕　●重行事例（別添資料1 p.48）：自殺を企図 / 自傷行為 / 骨折 脳震盪 歯が折れる / PTSDの診断 / 裸にさ

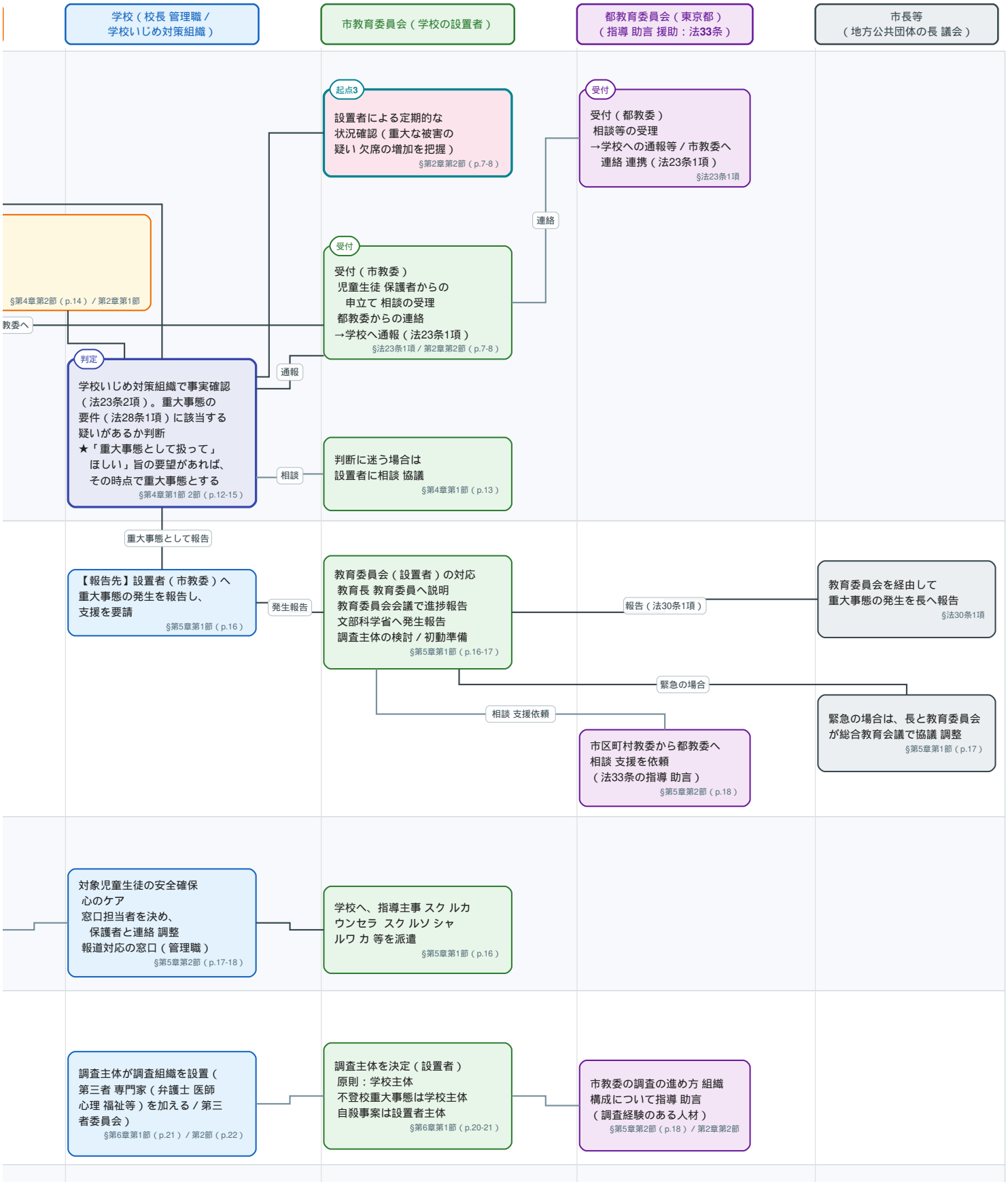
	対象児童生徒 保護者	教員（担任 学年主任等）	学校（校長 管理職 / 学校いじめ対策組織）	市教育委員会（学校
① 端緒（起点）と重大事態の判断（第4章）	起点1 いじめの申立て 相談 「重大事態として扱ってほしい」旨の要望 「いじめ」という言葉を使わない訴えも含む 【宛先】教員 / 管理職 / 市教育委員会のいずれも可 §第4章第2節（p.14-15）/ 別添資料2	起点2 学校（教職員）が把握 日常の観察 気づき 定期アンケ ト 教育相談 §第2章第1節（p.6）/ §第4章第1節		起点3 設置者による定期的な 状況確認（重大な被害 疑い 欠席の増加を把 §第2
	申立て	受付 受付（教員 管理職） 校長 副校長など管理職もここで 受付 申立て 相談を受け止め、 抱え込まず学校いじめ対策組織へ §第4章第2節（p.14）/ §第2章第1節		受付 受付（市教委） 児童生徒 保護者から 申立て 相談の受理 都教委からの連絡 →学校へ通報（法23条 §法23条1項 / 第2
	※起点1〜3は並列の入口です（相互に前提なし）。受付（教員 市教委 都教委）は、届いた申立て等を学校へつなぐ窓口。	市教委へ	判定 学校いじめ対策組織で事実確認（法23条2項）。重大事態の要件（法28条1項）に該当する疑いがあるか判断 ★「重大事態として扱って」ほしい」旨の要望があれば、その時点で重大事態とする §第4章第1節 2節（p.12-15）	通報 相談 判断に迷う場合は設置者に相談 協議 §第4
② 重大事態の発生報告（第5章）			重大事態として報告 【報告先】設置者（市教委）へ重大事態の発生を報告し、支援を要請 §第5章第1節（p.16）	発生報告 教育委員会（設置者） 教育長 教育委員へ説 教育委員会会議で進 文部科学省へ発生報 調査主体の検討 / 初 §第5章
③ 初動対応（第5章）		校内資料（アンケ ト 教育相談 いじめ記録等）の収集整理（保存5年） §第5章第2節（p.18）	対象児童生徒の安全確保 心のケア 窓口担当者を決め、保護者と連絡 調整 報道対応の窓口（管理職） §第5章第2節（p.17-18）	学校へ、指導主事 ス ウンセラ スク ルソ シ ルワ カ 等を派遣 §第5
④ 調査組織の設置（第6章）			調査主体が調査組織を設置（第三者 専門家（弁護士 医師 心理 福祉等）を加える / 第三者委員会） §第6章第1節（p.21）/ §第2節（p.22）	調査主体を決定（設置 原則：学校主体 不登校重大事態は学 自殺事案は設置者主 §第6章
⑤ 事前説明（第7章）				

© 安竹洋平（小平市議会議員）／公立版・私立版とも CC BY-ND 4.0（切り取り可・無保証）／yasutakeyohei.com/ijime-judai-jitai/flow/

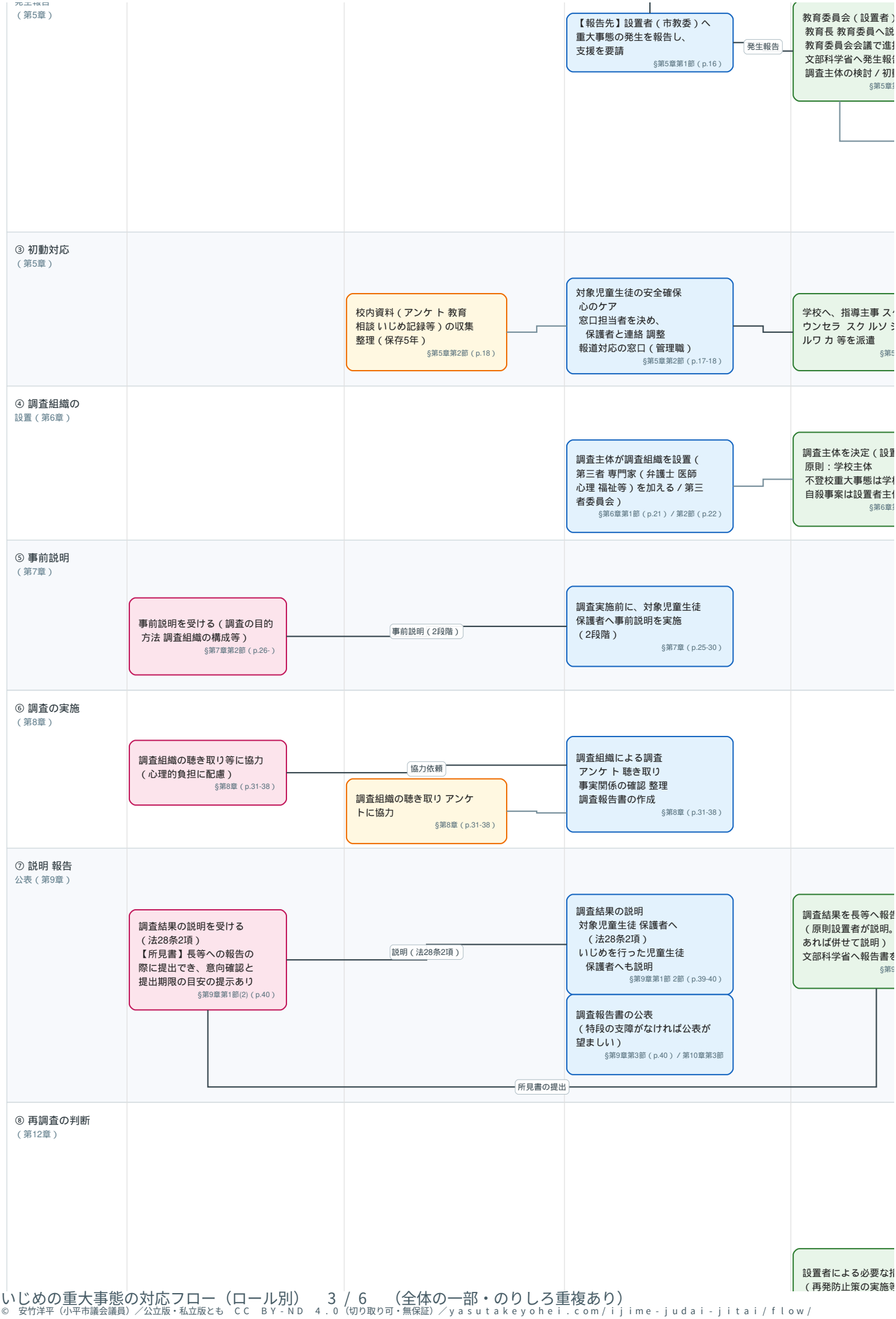
© 安竹洋平（小平市議会議員）/ 公立学校版 私立学校版とも CC BY-ND 4.0　出典 yasutakeyohei.com/ijime-judai-jitai/flow/

p.12-15）/ 法第28条第1項

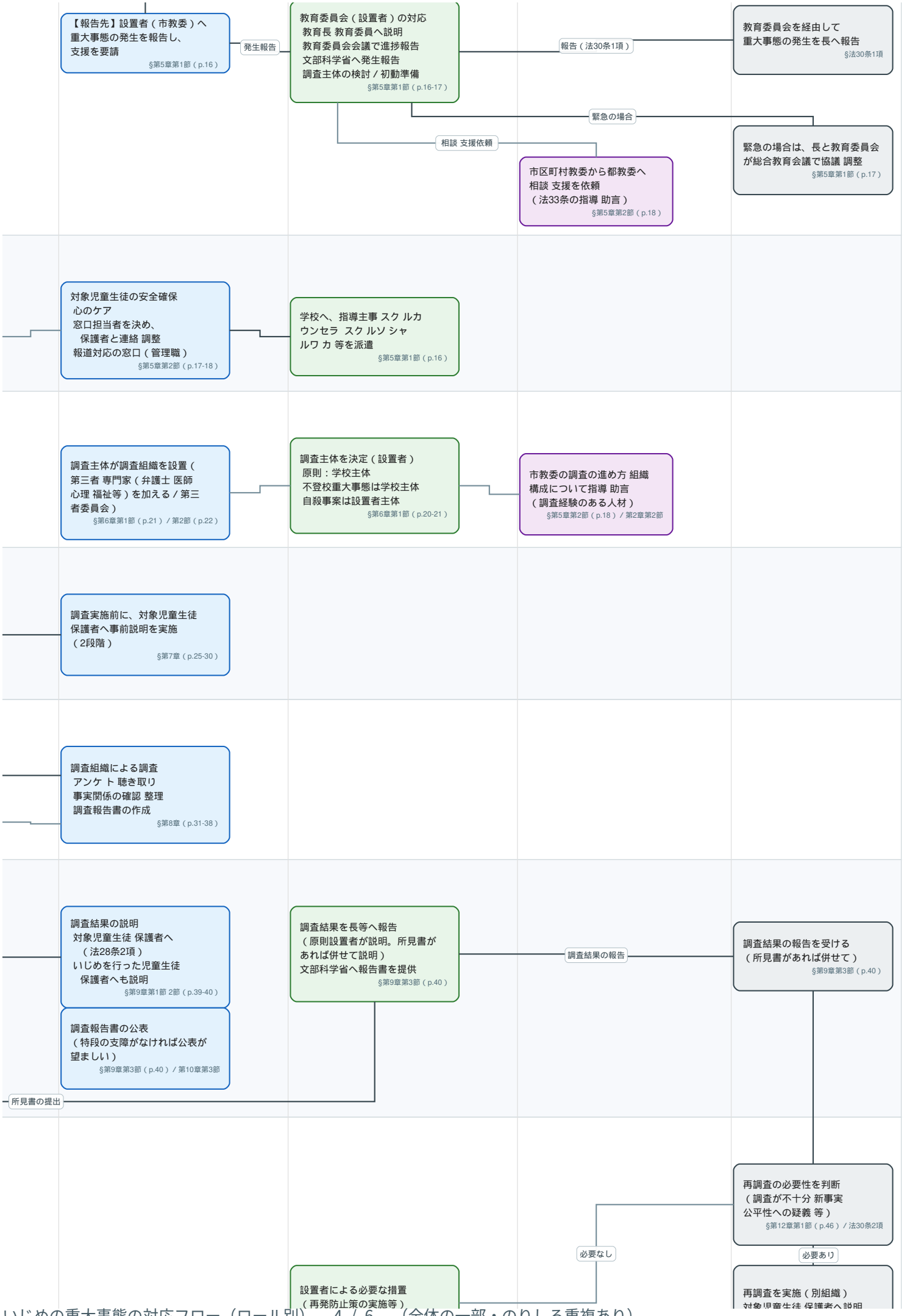
心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき　〔法28条1項1号〕
年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき　〔法28条1項2号〕
教職員ではなく、学校の設置者又は学校として行う。〔第4章第1節 p.12〕
の時点で重大事態が発生したものとして報告 調査を行う
たとしても同じ。調査をしないまま重大事態ではないと断言してはならない）〕
では足りない。いじめが起こり得ないことを客観的 合理的な
事例（別添資料1 p.48）：自殺を企図 / 自傷行為 / 骨折 脳震盪 歯が折れる / PTSDの診断 / 裸にされる / わいせつ画像の拡散 / 金銭の強要 / 物を壊される / 転学を余儀なくされた 等



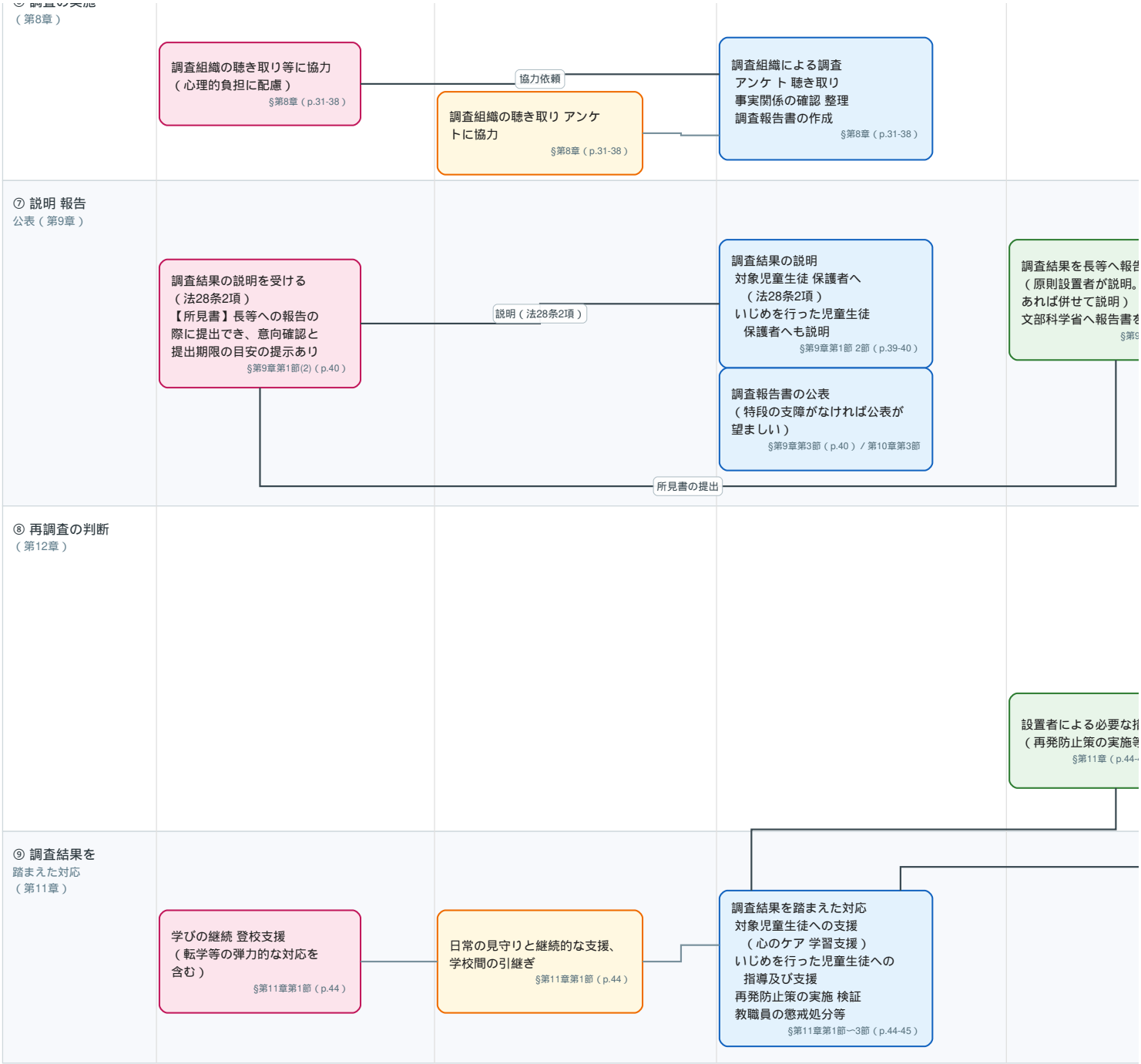
© 安竹洋平（小平市議会議員）／公立版・私立版とも CC BY-ND 4.0（切り取り可・無保証）／yasutakeyohei.com/ijime-judai-jitai/flow/



© 安竹洋平（小平市議会議員）／公立版・私立版とも CC BY-ND 4.0（切り取り可・無保証）／yasutakeyohei.com/ijime-judai-jitai/flow/



© 安竹洋平（小平市議会議員）／公立版・私立版とも CC BY-ND 4.0（切り取り可・無保証）／yasutakeyohei.com/ijime-judai-jitai/flow/



※この図は、下部の【課題 論点】を省いた簡易版です。各課題の内容は、この図の解説ページ（yasutakeyohei.com/ijime-judai-jitai/flow/）に掲載しています。

【参考】申立ての類型と留意点　根拠：第3章第4節（p.11）、第4章第2節（p.14-15）、別添資料2（p.49）

- ●転学 退学後の申立て：重大事態が発生した前在籍校で調査を行うが、聴き取り等には現在籍校の協力が不可欠。前在籍校と現在籍校それぞれの設置者が積極的に関与し、連携して調査を進
- ●卒業後の申立て：記憶の曖昧化、資料の保存期間経過、関係者への連絡困難などから調査は困難を伴うが、重大事態の場合には調査を行う必要があり、再発防止のため可能な調査を検討す
- ●申立様式（別添資料2）の活用：保護者に具体的な状況を記入してもらい、訴えを正確に把握して迅速な対応につなげる。ただし書面の記入がないことを理由に、電話や口頭の相談に対応し
- ●対象児童生徒 保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならない（支援や関係児童生徒への対応は継続する）。〔第3章第4節 p.
- ●発生報告 調査結果の報告 再調査報告書の提供は、いずれも各学校の設置者から文部科学省へも行う。〔第5章第1節 p.17 / 第9章第3節 p.40 / 第12章第3節 p.47〕

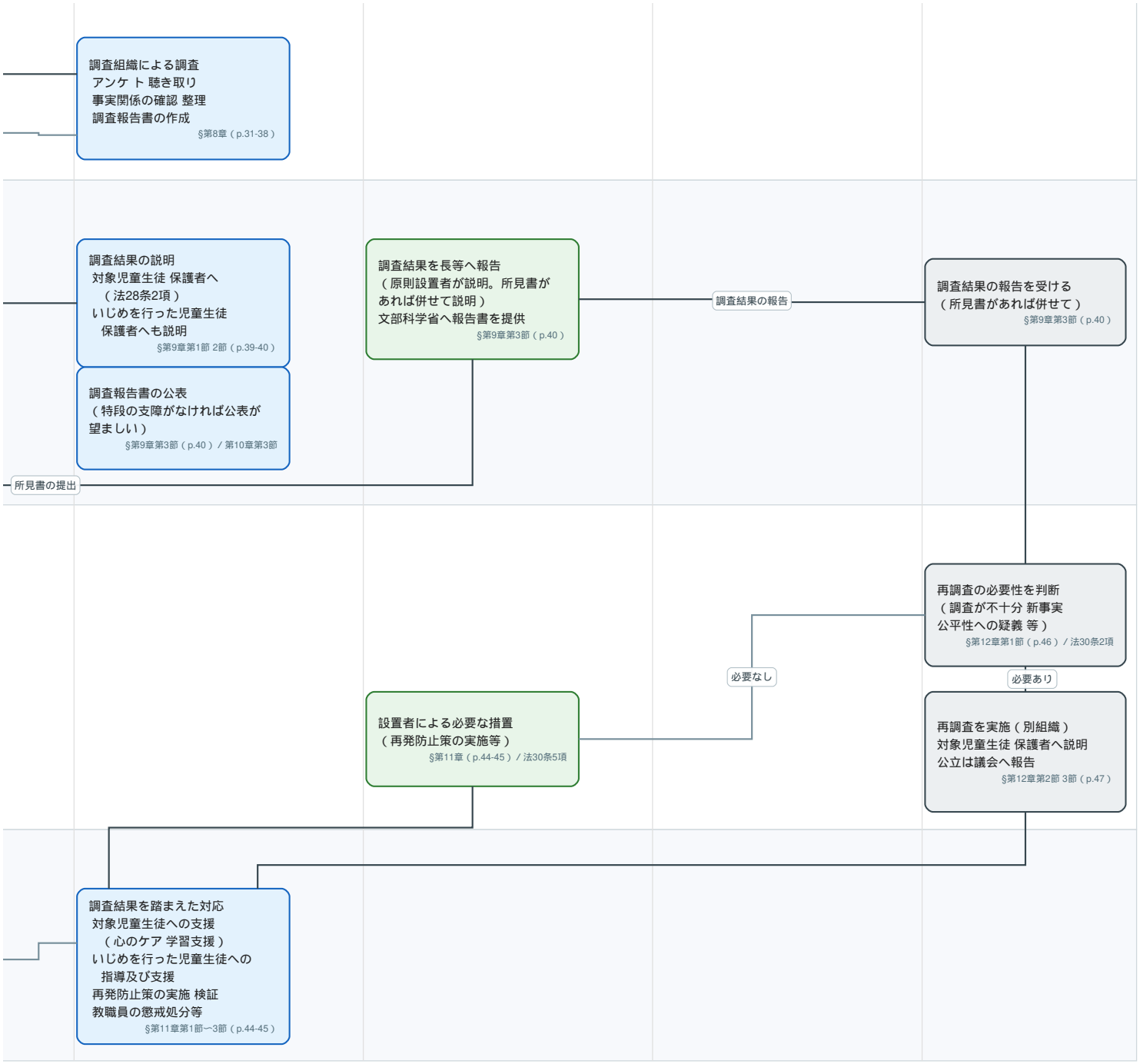
【参考】学校種別による報告先の違い（重大事態の発生報告）　根拠：法第29条〜第32条 / 参考（p.51-64）

- ●公立学校：当該地方公共団体の教育委員会を経由して、当該地方公共団体の長に報告（法30条1項）。地方公共団体の長等は、必要があると認めるときに再調査を行い（同2項）、再調査を行ったときはその結果を議会に報告する（同3項）。
- ●国立大学附属学校：国立大学法人の学長又は理事長を経由して、文部科学大臣に報告（法29条1項）。●公立大学附属学校：公立大学法人の学長又は理事長を経由して、当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長に報告（法30条の2 29条準用）。
- ●私立学校：当該学校を所轄する都道府県知事に報告（法31条1項）。●学校設置会社が設置する学校：代表取締役又は代表執行役を経由して、認定地方公共団体の長に報告（法32条1項）。
- ●再調査は、報告を受けた文部科学大臣 都道府県知事 地方公共団体の長等が、必要があると認めるときに行う（法29条2項 30条2項 31条2項 32条2項）。

※1 本図は公立（市立）学校の場合。「学校の設置者」= 市教育委員会、「地方公共団体の長等」= 市長（公立の場合）。
※2 起点1〜3（青緑の太枠）は重大事態を把握する入口。3つは並列の入口で相互に前提関係はない。受付（教員 市教委 都教委）は、届いた申立て等を学校へつなぐ窓口。
※3 法23条1項により、学校の教職員、地方公共団体の職員その他の相談に応じる者及び保護者は、いじめの事実があると思われるときは学校への通報等の措置をとる。
※4 不登校重大事態は年間30日の欠席を目安とするが、連続欠席などいじめが要因と考えられる場合は、30日に達する前から迅速に調査に着手する（第4章第1節 p.13）。
※5 実線の矢印は求められる対応、破線の矢印は「望ましい」「考えられる」対応を示す。所見書は、調査主体が調査結果を長等へ報告する際に併せて提出される（⑦）。

《出典》文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂版（令和6年8月30日公表 / 作成時に使用したファイル：**20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf**、全67頁）。ページ表記は同ガイドラ

© 安竹洋平（小平市議会議員）／公立版・私立版とも CC BY-ND 4.0（切り取り可・無保証）／yasutakeyohei.com/ijime-judai-jitai/flow/



説ペ ジ（yasutakeyohei.com/ijime-judai-jitai/flow/）に掲載しています。

4-15）、別添資料2（p.49）

校の協力が不可欠。前在籍校と現在籍校それぞれの設置者が積極的に関与し、連携して調査を進める。〔第4章第2節 p.15〕
困難を伴うが、重大事態の場合には調査を行う必要があり、再発防止のため可能な調査を検討する（例：卒業生の保護者を通じて協力を求める）。〔同〕
して迅速な対応につなげる。ただし書面の記入がないことを理由に、電話や口頭の相談に対応しないことがあってはならない。〔第4章第2節 p.14-15〕
いことは決してあってはならない（支援や関係児童生徒への対応は継続する）。〔第3章第4節 p.11〕
も行う。〔第5章第1節 p.17 / 第9章第3節 p.40 / 第12章第3節 p.47〕

条〜第32条 / 参考（p.51-64）

条1項）。地方公共団体の長等は、必要があると認めるときに再調査を行い（同2項）、

条1項）。●公立大学附属学校：公立大学法人の学長又は理事長を経由して、

する学校：代表取締役又は代表執行役を経由して、認定地方公共団体の長に報告（法32条1項）。
認めるときに行う（法29条2項 30条2項 31条2項 32条2項）。

委）は、届いた申立て等を学校へつなぐ窓口。
われるときは学校への通報等の措置をとる。
迅速に調査に着手する（第4章第1節 p.13）。
長等へ報告する際に併せて提出される（⑦）。

使用したファイル：**20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf**、全67頁）。ペ ジ表記は同ガイドラインの本文ペ ジに対応。各課題の詳細：**yasutakeyohei.com/ijime-judai-jitai/flow/**

© 安竹洋平（小平市議会議員）／公立版・私立版とも CC BY-ND 4.0（切り取り可・無保証）／yasutakeyohei.com/ijime-judai-jitai/flow/